

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號壹第 卷十四第

行發日一月一年十和昭

新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税	法學博士 神戶 正雄
勢力關係の性質	文學博士 高田 保馬
ブラジルに於ける移民制限問題	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て	經濟學博士 作田 莊一
農業政策の擔當者としての産業組合	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調査論	經濟學士 鱈川 虎三
私經濟との比較による財政の本質	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據	經濟學士 柴田 敬
フランス・フランスに就いて	經濟學士 松岡 孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業	經濟學士 堀江 保藏
支拂準備の法定に就て	經濟學士 中谷 實
獨この漁場入會制度に就いて	經濟學士 岡本 清造
積荷單獨海損填補方法の吟味	經濟學士 佐波 宜平
ロッシャーの歴史的方法	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて	經濟學士 大塚 一郎
貿易統制の制限性と促進性	經濟學博士 谷口 吉彦
酒税の改正	經濟學博士 汐見 三郎
現金の流通と預金の増減	經濟學博士 小島昌太郎
國益主法掛について	經濟學博士 本庄榮治郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(裝 轉 載)

私經濟との比較による財政の本質

中川 與之助

はしがき

財政の研究上屢々比較法が行はる。例之、財政の時代的比較或は地理的比較等これであるが、それにもまして最も普通に行はるゝは財政と私經濟との比較である。從來の財政學の方法によれば、財政は先づ私經濟との比較によりてその本質を明にしうるものとせられてゐる。之は今日に始まれるに非ず、實に斯學に於ける久しい傳統である。本論の目的はかくの如き方法は如何なる方面に於て財政の本質を明にしたか、又如何なる限界に於て財政の本質に觸れうるものなるかを考究するにある。先づ從來なされたる公私經濟比較の成果を顧みる。

一、財政と私經濟との異同

(a) 財政と私經濟との類似

代表的なるものをあげれば、エーベルヒは(1)財政は個人經濟 (Einzelnwirtschaft)

(Virtualwirtschaft) 社團經濟 (Gesellschaftswirtschaft) と共に個別經濟 (Einzelwirtschaft) なり(2)何れも抽象的ならず

して實體的構造 (Pin reales Gehilde) を有す(3)認識しうる意志によりて支配され統一的に指導さる(4)

最少犠牲を以て最大効果をあげんとする經濟原則が行はる等¹⁾を數へ、神戸博士は財政を(1)個別經濟(ゾンダーウィルトシャフト)にして(2)具體的であつてかの社會經濟・國民經濟・地方經濟・世界經濟とその類を異にす(3)共同經濟(ゲマインシャフト)なり。而して博士は、他方、私經濟の概念にエーベルヒのあぐる個人經濟社團經濟の外に財團經濟を含ましめ、以て兩者を比較して、財政と私經濟とは個別經濟及び具體的觀念なる點は同一であり、共同經濟たる點に於ては私經濟中の社團經濟とのみ一致するとす²⁾。兩者の説明に何故に精粗の差あるかは後に之を明にするが、兩説が財政と私經濟とは共に具體的構造を有する個別經濟なりとなす點に於ては一致してゐる。之と多少異なる一二の學説をあぐれば、ケッペは公私家計の性質(Der Charakter des öffentlichen und privaten Haushalts)を比較して二者が共に收支經濟の均衡をはかること、並にび永續的收入をうるが爲には收入源涵養の原則に據らざるべからざることを重要なる一致點とみて居り³⁾、テルハルレは財政的家計經濟と私的の家計經濟との類似(Eine Verwandtschaft der Finanz- mit der privaten Haushaltswirtschaft)として、二者が共に補給金(Zuschuss)に依頼すること、經濟的手段の計畫的・合理的消費をはかるといふ經濟的建て前(wirtschaftliche Orientierung)を同じうするをあげ⁴⁾、レプケは公私家計の類似性として、二者が共に經濟的手段の調達・管理・消費を行ふ外に收支の均衡を計ることを指摘してゐる⁵⁾。

(b) 財政と私經濟との相異 エーベルヒは(1)公共團體の主要収入は公課殊に強制收入(Zwangserwerb)たる租税にあり(2)公共團體の給付は非物質的であり何等の市場價格を有せず且つ私經濟の如く特

- 1) Vgl. Eheberg: „Finanzen“ (Handbuch der Staatswissenschaften. IV S. 2-3.)
- 2) 神戸正雄著、財政學大系 自五九至六〇頁。
- 3) Köppe: Leitfaden zum Studium der F. W. 1924 S. 5.
- 4) Terhalle: Finanzwissenschaft 1930. S. 8.
- 5) Röpke: Finanzwissenschaft 1929. S. 28.

別報償關係に基いて給付せらるゝものに非ず、更に又私經濟の如く失費とその結果とを計數的に比較しうるものでもない。(3) 財政に於ては支出が収入を決定するが私經濟に於ては収入が可能な支出の大きさを決定する。私經濟の營利追及には限界なけれども財政收入には限界が存する。(4) 公共團體の存續は永久なりといふ特性に基き、國家の支出には現在のみならず遠き將來の爲になさるゝものあり、長期公債を起しうる理由も亦そこにある等をあげ、神戸博士は公私經濟の相異として二者の(1) 主體が、一は統治團體他は私人(2) 目的が前者にありては公共慾望後者に於ては私人的慾望(3) 支出の範圍は前者では統治團體の目的によりて指定さるゝが、後者にては通例指定さるゝことなくその伸縮亦自在である(4) 經營上の原則としては、財政支出に於ける政治的原則の外兩經濟に於て、強制原則と合意原則、收支均衡原則と剩餘原則、量出定入原則と量入制出原則の對立するを説く。その他(5) 財政上の強制收入(6) 財政の存續の永久性より來る特種性をあぐることエーペルヒと同じ⁷⁾。右は代表的の學説をあげたるなるも古來學者によりて色々に説かれて來た。今一一の學者に就て更にその説を聽くことを止めて、凡そ公私經濟の相異點として數へられたるものをリツシルによりて一括すれば次の如くである⁸⁾。

(1) 國家の存續の永久的なるに比して個人從つて又個人經濟の存續は不定なりーワグナーによりて高調せられロツツは制限的に之を認め、シェフレー・ゼーズ・亦この相異を主張す。(2) 財政にては支出が収入を、私經濟にては収入が支出を決定するーウムペンバッハ・ゲッフェン・ヘッケル等に

6) Eheberg: a. a. O. S. 3-4.

7) 神戸博士、前掲書 自六〇頁至七五頁。

8) Ritschl: Gemeinschaft und kapitalische Marktwirtschaft 1931. S. 6-4.

よりにて唱ひ出され近くは ロッツ・レプケ等も制限的に之を是認す(3)私經濟の生産は有形財なるに財政にありては主として無形財なりーロツシャー・ワグナーに負ふ所多くヘッケル・ゼーズ亦之を認む。其思想はカール・ドイツ・エル・アダム・ミュラーに溯るといはる。(4)財政にありては一般報償原則が而して私經濟にありては特別報償原則が行はるーシユタイン殊にワグナーによりて唱導せられヘッケル亦之を承く。かのザックス及びその一派も亦この思想を抱持したりといはる。最近にはアンドレーあり。(5)國家經濟の效果は分割不可能であり従つて個別的な賠償は不可能なりーリンダール・マルギット・カッセル・セリグマン等の租稅論の根據をなす。(6)國家經費は私經濟の如くにその効果を計數的に比較出來ぬーレプケ・ロツツ・テシエマツヘル・セリグマン等之を唱ふ。(7)財政收入は主として強制收入からなるー租稅の強制性はワグナー以來高調せられし所、近くはゼーゾ・テルハルレ・テシエマツヘル等之を力説す。(8)財政に於ては無剩餘の原則が行はるーゲッフェン・ヘッケル等主張す。(9)公私經濟の意志構成をみるに、財政では人爲的で私經濟にては自然的であるーワグナー・テシエマツヘル等の主張する所なるも彼等自らも認むる如く制限的にのみ正しい。株式會社・トラスト・カルテルの場合をみれば明である。(10)財政には特別目的が指定されてゐる。ワグナーは之を國家の國民生活並に國民經濟に對する主權的地位より説明し。近時リツシル・アンドレー・ゼーズ・セリグマン等は協同體の立場より之を説明する。以上を以て古來公私兩經濟の相異として何があげられてゐるかを略々明にしうることと思ふ。

二、異同比較の批判

(a) 比較對象の吟味

財政と私經濟との異同とせらるゝ所をみるに、先づ私經濟の概念の明確

を缺く爲に、比較の正否に疑を抱かしむるものがある。私經濟の中には之を公的に對する私的と

いふ標準からみれば、エーベルヒ・神戸博士の説の如く、個人經濟・社團經濟・財團經濟の諸經濟を

含むが、私經濟そのものは必ずしも、同一の形態を有するものでない。私は經營の本質から之を

企業經濟 (Erwerbswirtschaft) と家計經濟 (Haushaltswirtschaft) の二つに分つ。兩者は共に統一的意志により

て營まるゝ個別經濟として種々の共通點を有し且つ吾人の私生活には密接不離の關係を有するも

のなれども、二者又その性質を異にする所がある。一は生産經濟であり他は消費經濟である。前

者に於ては有形財が生産せられ、收支計算上剩餘を目的とすれども、後者にありては何等有形財を

生産せず、收支の結果は計數に算出する能はず、且又剩餘を目的とするものでない。今かくの如き

標準から前掲の公私經濟の異同比較を検するに、或るものは私經濟中の企業經濟を對象とし、或る

ものは家計經濟を又或る場合には私經濟一般を比較對象としてゐることが判る。例之公私經濟の

類似とせらるゝ所をみるも、神戸博士は私經濟一般と私經濟の各個に對する場合とを分けて説か

るゝが、エーベルヒは單に私經濟一般との類似をあげたに過ぎぬ。これ等しく公私經濟の類似と

せられつゝそのあぐる點の一致せざる所以である。更に之を公私經濟の相異とせらるゝ諸點にみ

る。財政の特質としてあげらるゝ、給付が非物質にして市場價格を有せず且つ特別報償原則が行はれずして一般報償原則が行はるとか、或は個別賠償の不可能なること經費の效果の計算しえざること、收支關係に於ける無剩餘の原則等は私企業と比較せらるゝ場合に妥當し、家計經濟との相異とはみるをえぬ。何となれば財政も私家計も一の家計 (Haushaltung) として如上の性質は略々同一なるが故である。又かの財政上の量出定入原則は私經濟の量入制出原則に對立せしめらるゝ重要な特質の一なるが、これ亦私經濟中の家計經濟に對する相異とみるべく企業經濟には妥當せぬ。蓋しこの原則は經濟經營上の形式的原則であつて實質的ではない。實質的にみれば財政も收入によりて支出を制限せらるべく、私經濟にありても實質上の支出が收入を規定すべきものである。若し夫れこの原則を形式的なりとせば、財政に於て支出が收入を私家計にありては收入が支出を決定するとなすは正しとせらるゝも、私企業に於ては企業家の手に先づ收入が存在して然る後に支出即ち投資額が決定せらるゝのでなく、企業上の計畫が即ち支出が投資資本額即ち收入を決定するとせらるべきが故に、私家計の如き原則は當嵌らぬ。以上の如く比較對象の如何によりてその結果に相違を來すが故に、對象の何れにあるやを明確に決定すべく、之を忽にして私經濟中のあるものに存する異同を以て私經濟一般に通ずる異同の如く述ぶるは嚴密に言へば誤謬である。又、公私兩經濟の比較に於て、類似は私經濟一般に就て相異は私經濟の個々に就てなすといふが如きも亦比較對象の首尾一貫せざる誤を犯すものである。かゝる混同を避くるが爲にケツペ

は公家計 (öffentlicher Haushalt) と私家計 (Privater Haushalt) とを對立せしめ、テルハルレは公私經濟の比較に當りその對象が公的家計經濟 (öffentliche Haushaltswirtschaft) と私的企業經濟 (private Erwerbswirtschaft) とにあるか、財政的家計經濟 (Finanz-Haushaltswirtschaft) と私的企業經濟 (Private Haushaltswirtschaft) とにあるかを明にすべく、これをなさざるに由る無用の議論を指摘してゐる。²⁾

(b) 比較内容の吟味 比較内容の正否は正しき比較對象に就て正しき比較がなされしか否かに依りて決せらる。比較對象を正確にせざるに基く内容上の誤謬は前項に於て關聯的に述べたるが故に茲では比較せんとして觀察せられたる事象の認識に就てのべる。

(1) 財政上の量出定入原則は絶對的ならず制限的なるは神戸博士の詳説せらるゝ如くなるが、³⁾ 私的的家計經濟に於ける量入制出原則の制限的なる事も亦みのがすをえぬ。吾人の生存には一定の限度ありて無制限に低下しうるものに非ず、即ち收入内の支出のみにては如何ともなし難き場合を生ずる。かゝる場合にも量入制出原則を強ふるをえず。さればこそ近代國家に各種の社會保險や救濟制度をみるに至つたのである。テルハルレが公私家計共に補給金 (Zuschuss) に依存するとすは一方に於ては國家が國民の租税に、他方に於ては私家計が失業手當・社會的年金等によりて、補給せらるゝ事實を説くものと思はれる。レプケ亦私家計上の此原則の絶對的ならざるを力説す。⁴⁾

(2) 財政上の強制原則と私經濟上の合意原則との對立に就ては、リッシルは公私何れの經濟にも強制・合意原則の存するを指摘する。例之抵當利子の支拂が抵當權によりて強制せらるゝをみて

1) Köppe: a. a. O. S. 4-6

2) Terhalle: a. a. O. S. 8

3) 神戸博士、前掲書 自七三頁至七五頁。

4) Röpke: a. u. O. S. 28

私經濟取引に強制なしとなし難く又家父が扶養義務に基いて家族員にある種の強制をなすことも事實である。他方又税法上の義務は強制せらるれども税法そのものは議會政治の下に於ては國民總意の反映とみるべく單なる機械的の強制とはなし難い。されば公私兩經濟間の重要なる差別は、強制の存否に非ずその債務關係の成立様式にある。即ち私權にありては自由意志により租稅權にありては税法に規定せらるゝ事實の發生による點を差異とみる⁵⁾。封建社會に財政上多くの強制行はれたるは事實なれども今日の政治形態の下にありてはリッシルの説を正しとせねばならぬ。

(3) 財政が公共需要を私經濟が私的需要を充すとせらるゝにも亦議論が存する。コルムは住宅・生活資料の如き私的需要が公共機關によりて給付せらるゝあり、生命財産の保護が私的企業に委ねらるゝあり、財政の充すもの即ち公共需要・私經濟の充すもの即ち私的需要なりと斷じ難い。而も公共需要・私的需要と考へらるゝものが常に變化して之を内容的に決定出來ぬ。公共・私的需要の差は何 (Was) であるかによりて決し難く、如何 (Wie) にして給付せらるゝかによりて分つの外ない。即ち國家によりて給付せらるゝものを公共需要、市場經濟 (Marktwirtschaft) によりて給付せらるゝものを私的需要となすの外ない。この事は又かの共同需要と (Kollektive Bedürfnisse) 個人需要 (individuelle Bedürfnisse) とを對立とする場合も同様である。⁶⁾ 土方博士亦同意見に立つ。⁷⁾

(c) 異同比較の功績

以上の如く公私經濟の比較研究には古來多くの先學が努力を拂つて來た所であり、それが又財政の理論並に實際に及ぼしたる影響は極めて大なるものがある。例之財政

5) Ritschl: a. a. O. S. 11-12

6) Colm: Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben 1927 S. 9-10

7) 土方成美著、財政學の基礎概念、自一四六頁至一五四頁。

上の量出定入原則はその原則の系ともみるべき收支均衡原則・無剰餘の原則と共に近代國家の豫算制度に支柱を据ゑたものであり、同時に又それは國家に於ける強制收入の必要不可欠の所以を説明した。更に財政の生産する所は無形であり従つて市場價格もなければ個別的賠償も求むる能はずとせらるゝによりて租稅論に於て利益原則をすて、應能原則に據ることとなり國家存續の永久性は國家經費が獨り現在の目的に限られず遠き未來の爲にも亦支出さるべきを教へ且又國家に於ける永遠公債起債の基礎を興へた。即ち豫算決算制度・租稅論・經費論・公債論等の殆ど凡にて互りてその基礎をなしたるものは私經濟との比較によりて明確にされたる財政の特質であつた。洵に既成財政學は私經濟との比較によりて理論的根據を固めたりといふも不當ならざるべしと思はる。かくの如くその貢獻は大なりしにも拘らず、かゝる方法により財政の現象としての本質が如何程明かならしめられたかと言ふ問に對しては吾人には躊躇せざるをえないものがある。

三、比較認識の限界

認識に於ては常に視點 (Gesichtspunkte) が視野 (Gesichtsfeld) を規定する。吾々が物を知るといふのは常に一定の立場に於て知ることを意味する¹⁾。從來の財政學が公私經濟を比較したのは如何なる立場に於てであつたか、それは既に述べたる所によりてみる如く、兩經濟とも統一意志によりて指導される具體的構造を有する個別經濟なりとせらるゝ基本的共通性に基くものである。併し財政が

1) 山内得立著、現象學叙説 自四五頁至八一頁參照。

個別經濟なりとせらるゝは國家財政の家計的方面をみていふのであつて社會的・經濟的現象としての財政を意味するのではない。國家家計(Staatshaushalt)を離れて財政現象は起りえないが、財政現象は家計的經營とは別である。國家・家計はいはゞ財政現象を惹き起す中樞機關の運營である。即ち財政を個別經濟なりとするは既に財政の制度的み方であり經濟の形態學(Morphologie, Formenlehre)上の問題である。かゝるみ方に出發する比較が外觀的體制的方面にむけらるゝは又やむをえぬ。從來の公私經濟の比較が専らこの方面にむけられたるは比較の出發點に於て決定せられてゐる問題である。然らば何故に在來の財政學が財政現象の本質に眼をむけなかつたか、蓋しそれは在來の財政學に課せられたる任務、即ち財政學は國家經費の支辨方法を攻究するものなりとせらるゝ立場からは直接的な必要がなかつたからである。然らば次に何故に財政學にかゝる課題が興へられたるか。一言にして之に答ふれば國家の實踐的要求の反映に外ならぬ。勿論近代の財政學は例へ古き傳統を捨てずと雖も其の學的内容の豊富なる到底昔日の比でなく、財政現象の實質にも部分的には觸れつゝありと雖も未だ以て非體系的たるを免れぬ。この事は例へば經費論の財政學に於ける地位をみても明かである。經費論は在來の財政學にありては財政學固有の領域に屬せず國家學・政治學・行政學等の領域なりとして除外せらるゝか、或は支出との關係上換言すれば財務行政上研究せらるゝ必要ありとせられしに過ぎぬ。これは蓋し財政を家計的に研究せんとする立場からは正當なる考方である。かの漫然と國家學・政治學上の收獲を財政學に並ぶるが如きは何等の

2) Vgl. Gerloff: „Das Objekt der Finanzwissenschaft (Handbuch der F. W. I. S. 9-10) 及び神戸博士、前掲書 自一一頁至一二頁。

學的價値を有せぬ。然れども注意すべきは財政現象は經費と收入とを一體として惹起さるゝ社會的・經濟的現象であり、經費を離れて租税のみに就て財政現象を觀察せんとするも到底全體的な財政現象の把握が出来るものでない。租税論の方面が社會・經濟現象としてその本質を究明せられんとしつゝあると雖も經費が國家性・政治性の下にその社會性・經濟性の蔽はれてゐる限り財政現象に統一的內容が與へられてゐない。統一的內容のない所に統一的認識は生まれえないであらう。これ在來の如き財政學の任務を以てしては、財政の制度的研究はなされても現象の本質把握を至難なりとなす所以である。

四、結 言

私は公私經濟の比較によりて得られたる學的成果をあげて之を吟味し併せてその方法論の價値を問うて來た。財政學が個別經濟としての國家財政の家計的研究に従事したることは久しき傳統(註二)であり、それが近代財政に貢獻したる事の偉大なるは既に述べし如くなるがその傳統的方法が財政問題に就てのみ方を狹隘ならしめつゝある事も否む能はぬ。テシエマツヘルが「獨逸財政學は個別經濟としての財政の特性を最初から詳細に懇切に取扱つて來た。それは財政と國民經濟との大なる關係を忽緒に附し且つ非體系的に取扱つた罪を十分に償ふものがある。然もこの獨逸財政學には經濟と經濟性に就ての多少狹隘なる見解や詳密なる技術に就ての論議等多く官房學者の遺産

が残されてゐる¹⁾」といつてゐるは傳統的財政學の特質と功罪とを反省した言葉であらう。

(註一) イェヒトは「財政學も斯學の前史とも名付くべき初期の發達階段をみるに實際上の必要に直接應ぜん爲に生まれたものである。中世の封建的社會組織に代りて近世的國家が現はるゝやその國家の諸問題が即ち財政學の任務と目的とを決定するに至つた。財政が國家の神經なりとの格言がポーターによりて再び高調せられたのは時恰も常備軍の設置・行政上官僚制度の創設の爲に莫大なる經費を要したる時に當り、(財政の強化は) 到る處封建勢力との拮抗闘争に於て國家の興隆を齎らす原因となつた。財政學上の文献にみるもその當初にありては國家家計の法律的基礎就中租稅承諾の問題に關するものが多い。獨逸にありてはフランス・イタリーよりも封建制度の存續未かりし爲にこの種の研究は十七世紀の初期にも及ぶ。(財政學の研究がかゝる法律的論議から國家の收入支出の記述並に財源の選擇等に進んで行つたがしかも) 財政の研究が國家の日常の實務上の問題と結ばれてゐたことは十八世紀の後半に至るまで變りはなく、ポーターからメロンに至る多くのフランス財政學者にみるも亦例外がない云々」とのべてゐる。

1) Vgl. Teschemacher: „Ueber den traditionellen Problemkreis der deutschen Finanzwissenschaft“ (Festgabe für Georg von Schanz. Bd. II. S. 430)

2) Jedht: Wesen und Formen der F. W. 1928 S. 3-4